㊞
（捨印）

委任状

【受任海事代理士】

事務所名	高松海事法務事務所
所在地	神奈川県川崎市高津区久末１８８３－８
職名及び氏名	海事代理士・特定行政書士　高松　大
連絡先	電話：044-789-8441　ＦＡＸ：044-789-8442

私儀、上記の海事代理士に下記権限を代理委任します。

記

１．海上運送法に基づく申請等，関連する一切の権限

２．船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令に基づく申請

３．上記の他、関係法令に基づく申請及び関連する一切の権限

４．当該申請に伴う証書等の受領に関する一切の権限

５．本委任に係る復代理人の選任及び解任に関する件

以下余白

令和　　年　　月　　日

委任者	氏名又は名称		印鑑
	現住所		
	連絡先	自宅	携帯電話

海事代理士法第一条　海事代理士は、他人の委託により、別表第一に定める行政機関に対し、別表第二に定める法令の規定に基づく申請、届出、登記その他の手続をし、及びこれらの手続に関し書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の作成をすることを業とする。
海事代理士法第十七条（抄）　海事代理士でない者は、他人の委託により、業として第一条に規定する行為を行つてはならない。但し、他の法令に別段の定がある場合は、この限りでない。
民法第九十九条第一項　代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は，本人に対して直接にその効力を生ずる。
民法第六百四十三条　委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

※　日付は記入日を入れてください。
※　本書は感熱紙不可です。
※　押印をお忘れのないようお願い致します（認印可）。